

令和7年度以降の 外国人支援コーディネーター養成研修の 対象者等について（案）

令和6年12月2日

令和6年12月

令和7年度以降の外国人支援コーディネーター養成研修の対象者等について (案)

令和7年度及び令和8年度の外国人支援コーディネーター養成研修（以下「養成研修」という。）は、下記1のとおり実施する。下記1以外の事項は、令和6年3月、外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会作成の「外国人支援コーディネーター養成の在り方等について（検討結果報告書）」に基づき実施する。

また、令和9年度以降の養成研修の対象者等については、下記2のとおりとする。

記

1 令和7年度及び令和8年度の養成研修

(1) 養成研修の対象者

現に、地方公共団体又はその委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口（注）において、自らが相談対応者又は相談対応者に対して助言・指導する立場の者として外国人からの相談対応業務に従事している者であって、上記相談窓口において、相談対応業務に一定期間従事した実務経験を有することが客観的に確認できる者とする。

（注）在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等に関し、通年で、情報提供及び相談を無償かつ多言語で行うワンストップ型の相談窓口であり、受入環境整備交付金の交付の有無は問わない。原則、週5日以上開設を想定。

(2) 養成研修の回数及び定員

養成研修は、年に2回実施する。

1回の定員は、60名とする。

(3) 受講生の募集・決定

ア 受講生の募集受付

全国の地方公共団体に募集を行う。

また、募集を行う際には、受入環境整備交付金の交付を受けている一元的相談窓口（以下「一元的相談窓口」という。）の職員を優先することを明確に示すこととする。

なお、令和6年度に、一元的相談窓口の受講生がいなかった県（注）の地

方公共団体に対しては、個別に働きかけを行う。

(注) 秋田県、山形県、福島県、群馬県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の一元的相談窓口

イ 受講生の決定方法

受講生は、次の優先順位に基づいて決定する。

決定に当たっては、相談件数等を参考にするほか、特定地域への偏在防止に努めるものとする。

- ① 受講生がいない都道府県の一元的相談窓口の職員
- ② 受講生がいない一元的相談窓口の職員
- ③ 受講生がいない都道府県で、受入環境整備交付金の交付を受けていない外国人相談窓口の職員
- ④ 受講生が1名しかいない一元的相談窓口の職員
- ⑤ 受入環境整備交付金の交付を受けておらず、かつ受講生がいない外国人相談窓口の職員
- ⑥ 受入環境整備交付金の交付を受けておらず、かつ受講生が1名しかいない外国人相談窓口の職員

(4) 養成研修の実施方法

ア 養成課程①

各年度第1回は6月頃、第2回は8月頃から開始し、受講生は、各自において科目群AからEの順番に講義動画を視聴することにより受講する。

イ 実践

各年度第1回は9月頃、第2回は11月頃から開始し、受講生が所属する職場等において行う。

ウ 養成課程②

各年度第1回は12月頃、第2回は2月頃実施する。

研修会場は、地方から参加する受講生の交通の利便性や研修の円滑かつ確実な実施に適した会場であるか等を考慮して決定する。

2 令和9年度以降の養成研修の対象者等

(1) 養成研修の対象者

上記1(1)のほか、外国人からの相談に対応する民間団体等の職員とする。

民間団体等の具体的対象については、外国人支援コーディネーターに寄せられる相談の内容や傾向、相談者の在留資格、外国人支援コーディネーターと関係機関との連携状況等を踏まえて令和8年度に決定する。

(参考) 必要に応じて、一元的相談窓口や外国人支援コーディネーターにアンケート調査を行う。

(2) 受講生の決定方法

養成研修の受講応募者が増大することを踏まえ、受講生決定の明確な基準を設けることとし、令和8年度に決定する。

また、一元的相談窓口と民間団体等の受講生の比率についても、一元的相談窓口の業務状況や上記(1)も踏まえて決定する。

(3) 研修規模

令和9年度以降の受講生の定員拡大を目指し、講師の確保に努めていくとともに、養成研修の実施回数を増やすことについて検討を行う。

また、中長期的な養成研修の運営の在り方等について検討を行う。